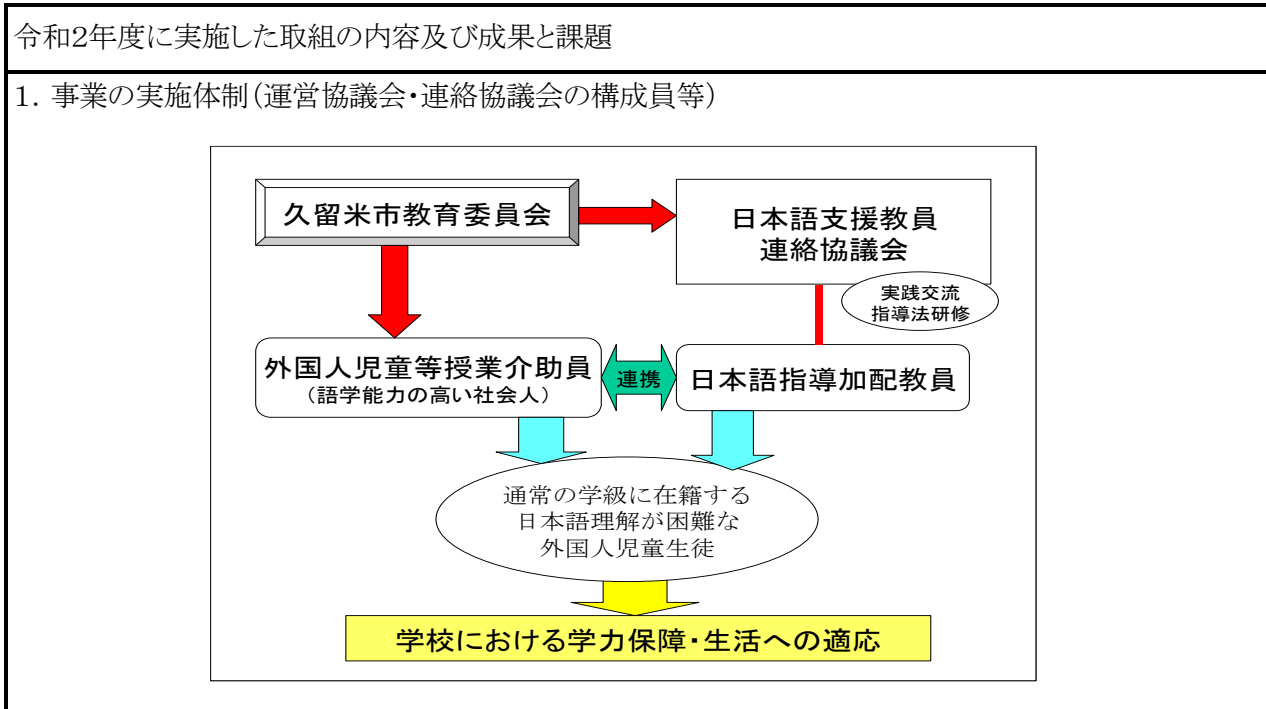


令和2年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要



2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 運営協議会・連絡協議会の実施

1. 第1回日本語指導担当教員連絡協議会(1 学期実施予定)
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業により**未実施**。
2. 第2回日本語指導担当教員連絡協議会(令和2年10月27日)
 - ①各学校からの日本語指導の実態及び協議について
 - ②特別の教育課程による指導について
 - ・「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合の年間スケジュール
 - ・指導計画の作成と見直し
 - ・次年度の指導計画の作成及び指導体制の検討
3. 第3回日本語指導担当教員連絡協議会(3学期実施予定)
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止による福岡県緊急事態宣言により**未実施**

(2) 拠点校の設置等による指導体制の構築 (必須実施項目)

・下記の表のように各学校にコーディネーターを配置し、日本語教育に係る実態把握や指導助言等を行う。具体的には、次のような取組を校内外で提案・実践し、その成果を市立学校に普及する。

(主な取組): 支援体制の構築

- 授業介助員と連携した保護者支援
- 市立小中高等学校における校内研修等での講師 等

年度	R2	R3	R4
配置人数	2	2	コロナ禍の当該児童生徒の増減による

(4)「特別の教育課程」による日本語指導の実施（※必須実施項目）

第2回日本語指導担当教員連絡協議会（令和2年10月27日）における内容

①各学校からの日本語指導の実態及び協議について

小・中学校における個別の指導状況（一部抜粋）	
A小	1年生2名は日本語獲得・習得の実態把握をしながら、個別に入り込み支援を行っている。2年生の日本語能力がほぼゼロで入学した男子については抽出による個別指導を行っている
B小	週に1回2時間、タガログ語と英語での指導補助のサポーターと中国語での指導補助のサポーター2名より、形容詞や助詞の文法的な指導を日本語指導のテキストをもとに指導している。
C中	「国語」の時間に日本語教室へ取り出して指導している。国語科の教員と打ち合わせを行い、進度や課題、提出物の確認をしながら、ルビを振り、言語の意味を個別に理解させている。

②特別の教育課程による指導について

- ・「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合の年間スケジュール
- ・指導計画の作成と見直し
- ・次年度の指導計画の作成及び指導体制の検討

(6) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

日本語の理解が困難な外国人児童生徒等が在籍している学校に対して、外国人児童等授業介助員を派遣し、学校が作成した指導計画に沿って、学習支援及び日本語指導支援、学校生活適応支援、保護者との教育相談及び連絡の支援を行った。

○令和2年度の配置校数

- ・小学校22校、中学校6校

(10) ICTを活用した教育・支援【重点実施項目】

多言語翻訳機22台を外国人指導生徒が必要な学校19校に配当した。

(12) 成果の普及（必須実施項目）

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止により、自校内による成果の普及となった。特に、臨時休業等による授業時数確保を優先する中、職員研修の設定自体が大変難しい状況であったため、紙媒体による提示など、各学校で工夫して日本語指導担当教員の取り組みの共有を図った。

個別的な指導が多くなるため、日本語指導や対象の児童生徒に関する生徒指導や家庭生活面の支援等について、担当している教員が1人で抱え込んでしまうことがある。その解決として、校内での体制づくりなど相談できる雰囲気づくりが大切であることを各学校が認識することができた。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 運営委員会・連絡協議会の実施について

○帰国・外国人児童生徒の学習及び生活への支援を図るために、各学校の取組を交流し、課題を共有することにより、各学校にける指導と支援の充実につなげることができた。

●コロナ禍により年3回予定していた連絡協議会が2回中止となった。

(2) 拠点校の設置等による指導体制のモデル化について

○小・中学校のコーディネーターを中心に、日本語指導や児童生徒及び保護者に対する具体的な支援策について協議することができた。各学校の実践を交流することで、教師の指導力が向上している。

●コロナ禍において、感染症防止の観点からコーディネーターによる学校訪問を行うことが難しかった。そのためコーディネーターの活用が十分にできなかった。

(4)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

○連絡協議会において、児童生徒の受入から実態把握、「特別の教育課程」の編成、「特別の教育課程」による指導の終了判断に至るまでの流れが全体で確認できた。

●日本語指導担当教員の引継ぎについて、「特別の教育課程」に沿って引継ぎがスムーズに行われるようにする。日本語指導の取組に学校間格差が出ないように、情報共有の日常化を図る必要がある。

(6)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣について

○対象の児童生徒が在籍する学校に、母国語を話すことができる外国人児童等授業介助員を派遣することで、日本語の初期指導や学習用語の説明などの支援を個別に行い、日本語の習得、学習に必要な日本語の理解を支援することができた。

●家庭の課題や人間関係、学力面等の様々な問題から、スムーズに学校生活に馴染めない児童生徒もおり、生徒指導面での支援も少なくないため、児童生徒との良好な関係を築くことができる介助員の確保が不可欠である。

(10)ICTを活用した教育・支援について

○ICTを活用することで、生活に必要な日本語を中心にイラストを使って理解を促すことができた。また、翻訳サイトを使い、日本語学習や生活支援に活用した。

●来年度からのGIGAスクール構想において、ICTを有効に活用し当該児童生徒への個別最適化された学習が実践できるようにする。

(12)成果の普及（必須実施項目）

○日本語指導担当教員の取り組みについて校内研修等を行い周知することができた。また、当該児童生徒に対してどのような支援が必要かを共通理解することができた。

●日本語が全く話せない児童生徒が年度途中で転入してくることがあり、その場合、多くの保護者は、日本語指導担当教員がいる学校への通学を希望してくる。そのため、特定の学校に偏ってしまい、学校の負担が大きくなっている。成果の普及を活用し、市内全ての学校において日本語指導や支援をいつでもできる体制づくりが必要である。

日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒の割合	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	65%	56%	%	%	%	%
うち、個別の指導計画の指導目標が達成できた児童生徒の割合	77%	100%	%	%	%	%

4. その他(今後の取組予定等)

○GIGAスクール構想を生かした支援が充実するように日本語指導担当教員を中心に研修を行い、当該児童生徒が通う学校へ広めていく。

○多様な母語に対する授業介助員は、教育委員会としても新たな人材を発掘、確保する必要があるため登録制度を実施している。今後も多様な母語に対応できるように、関係機関等への協力要請を図ることや、電子翻訳機を配当する等の支援を検討する。

○日本語での会話が難しい保護者と学校とのコミュニケーションが円滑に行われるよう、外国人等児童生徒サポーターを活用していく。

※枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。